

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
4月8日
(金曜日)

目次

○告示	救急診療所でなくなった医療機関（医療政策課）
	救急病院の認定（医療政策課）
	道路の区域の変更（道路整備課）
	道路の供用の開始（道路整備課）
○公告	公募型プロポーザル方式に係る手続の変更（水産振興課）
	公共測量の実施の終了（監理課）
○雑報	県報の正誤（令和四年三月二十五日山口県報の目次）

山口県告示第百号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する診療所でなくなった。

令和四年四月八日

名 称
佐島医院

所 在 地
下関市田中町一四番一八号

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
光市立光総合病院 光市光ヶ丘六番一号 令和七、四、三〇

山口県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年四月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路 線 名 長門油谷線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市油谷津黄字浦坂九八二の一地 先から 同市油谷津黄字権田一〇〇五三地先 まで	最狭 一三・〇〇	最狭 一三・〇〇	一八三・〇		道路改良工 事の 完了による
	最狭 三〇・九	最狭 三〇・九	一八二・〇		

山口県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 長門油谷線	長門市油谷津黄字浦坂九八二の一地先から 同市油谷津黄字権田一〇〇五三三地区先まで	令和四年四月九日



(五五) 公募型プロポーザル方式に係る手続の変更

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始に関する公告(令和四年山口県公告(二六))の一部を次のように変更します。

令和四年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の(四)を次のように変更する。

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和四年四月上旬に行う。

- 三浦 忠
- 中村 圭吾
- 大堀 智弘
- 澁谷 賢司
- 吉永 智彦

(五六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、広島市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

令和四年四月八日印刷
令和四年四月八日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

柳井市、大島郡周防大島町並びに熊毛郡上関町、田布施町及び平生町

三 作業の期間

令和三年五月二十七日から令和四年三月十一日まで



正 誤

令和四年三月二十五日山口県報の目次

誤	指定障害者支援施設の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
正	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則